

令和3年神審第12号

裁 決  
漁船A乗揚事件

受 審 人 a  
職 名 A船長  
操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官松崎範行出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1箇月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の日時時刻及び場所

令和2年6月1日02時45分

石川県輪島港西方沖合

2 船舶の要目

船 種 船 名 漁船A

総 ト ン 数 15トン

登 録 長 16.95メートル

機 関 の 種 類 ディーゼル機関

出 力 610キロワット

### 3 事実の経過

Aは、船体ほぼ中央に操舵室を設けた、いか一本釣り漁業に従事するFRP製漁船で、同室前部中央に舵輪、その前方に自動操舵装置、左舷側にレーダー及びGPSプロッター、右舷側に機関遠隔操縦装置がそれぞれ備えられ、a受審人ほか1人が乗り組み、操業の目的で、船首0.3メートル船尾2.0メートルの喫水をもって、令和2年5月31日13時30分輪島港を発し、同港北方沖合の漁場に向かった。

a受審人は、16時00分漁場に到着して操業を行った後、同漁場を発進して帰途に就き、23時00分竜ヶ埼灯台から011.5度（真方位、以下同じ。）29.7海里の地点で、針路を輪島港付近に向く195度に定めて自動操舵とし、機関を回転数毎分1,200にかけ、8.0ノットの対地速力で進行した。

a受審人は、レーダー及びGPSプロッターを作動させ、舵輪後方の椅子に腰掛けた姿勢で操船に当たり、翌6月1日01時15分竜ヶ埼灯台から006度11.7海里の地点に達したとき、周囲に他船を見掛けなかったことから、気が緩んで眠気を催すようになったが、間もなく入港するので、まさか居眠りに陥ることはないものと思い、操舵室の窓を開けて外気に当たるなど、居眠り運航の防止措置を十分にとることなく続航した。

こうして、a受審人は、いつしか居眠りに陥り、輪島港西方沖合の浅所に向かう態勢となって進行し、02時45分竜ヶ埼灯台から269度2.0海里の地点において、Aは、原針路、原速力のまま、同浅所に乗り揚げた。

当時、天候は曇りで風力1の南風が吹き、潮候は下げ潮の末期であった。

乗揚の結果、船首部船底外板に破口等を生じ、後に修理された。

(原因及び受審人の行為)

本件乗揚は、夜間、輪島港北方沖合において、同港に向けて帰航中、居眠り運航の防止措置が不十分で、同港西方沖合の浅所に向首進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、夜間、輪島港北方沖合において、椅子に腰掛けた姿勢で操船に当たり、同港に向けて自動操舵により帰航中、気が緩んで眠気を催した場合、居眠りに陥らないよう、操舵室の窓を開けて外気に当たるなど、居眠り運航の防止措置を十分にとるべき注意義務があった。しかし、同人は、間もなく入港するので、まさか居眠りに陥ることはないものと思い、居眠り運航の防止措置を十分にとらなかった職務上の過失により、いつしか居眠りに陥り、輪島港西方沖合に向かう態勢となって進行して同沖合の浅所への乗揚を招き、船体に損傷を生じさせるに至った。

以上の a 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 2 号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を 1 箇月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和 3 年 9 月 1 5 日

神戸地方海難審判所

審判官 門 戸 俊 明